

財政政策の資金の行方について

I. ストーリーが先行する財政政策

巨額の財政支出で議論されるのは大所高所の政策・政治の議論。実際の資金の流れはそこまで語られない。

コロナ感染拡大以降、2020 年 3 月に Cares Act（当初 2.2 兆 / 増額後 2.9 兆¹）、その前後で成立したその他追加対策法案（累計 1.2 兆¹）、2021 年 3 月に American Rescue Plan Act of 2021（以下“ARP”）（1.8 兆¹）¹と、複数の大規模コロナ対策法案が成立している。（以降これら 3 法案を併せて“コロナ三法案”とする）足許では構造物インフラを対象とする超党派インフラ法案（0.5 兆¹）が上院で可決され、育児・介護・教育等の「社会」インフラを対象とする 3.5 兆¹の法案の審議が進んでいる。

こうした法案が成立して先ず認識されるのは、ヘッドラインの金額や法案の趣旨、例えば、低所得者層の救済・中小企業の雇用維持・医療支援といったものになる。更に、選挙への影響、インフレ懸念等の議論に及ぶ。一方で、実務上、どういう経路で、最終的にどこに資金が流れていくのかを理解しようとすると、少し情報を整理して考える必要が出て来る。個人所得に直接反映されるものもあれば、企業の資金繰りを助けるものもある。州や地方の政府を経由して使用されるものがある、コロナ関連の医療費補助や省庁の歳出権限に係るものもある。こうした資金の経路や最終の交付先によって、社会に及ぼす影響も変わってくる。この様に、巨額の資金が流通する一連のコロナ法案の実施次第には、立法趣旨や政治的含意等の俯瞰的な観点とは別の課題が存在する。

II. コロナ関連法案の内訳を見直してみる

資金が供与されるルートは一様ではない。

コロナ三法案に係る拠出を以下 7 つに分類し、各分類に含まれる主な内容を次頁テーブルにまとめる。個人への直接給付や収入支援・医療に特定したもの・融資・省庁経由・州/地方政府への助成金・税制による対応等の様々なものが存在する。

¹ 数値は covidmoneytracker.org のデータベース（8 月 2 日時点）よりダウンロードしたものを使用する。“Cares Act”には Cares Act, PPP & Health Care Enhancement Act、「その他追加対策法案」には Emergency Aid for Returning American Act, Families First Act, Response & Relief Act、“ARP”には American Rescue Plan Act の金額を含む。

大項目	主な内容
<u>直接給付</u>	個人向け現金支給（1,200 ドル + 600 ドル + 1,400 ドル）
<u>医療関連</u>	- メディケアやメディケイドの付保内容拡充 - PCR テスト・ワクチン・医療薬の開発や流通への支出 - 低所得者や退役軍人の医療アクセス支援
<u>収入支援</u>	- 失業保険拡充（適用拡大・上乘せ） - 食料費補助 - 学生ローン支払期限延期 - 育児・家族支援
<u>融資・補助金</u>	- 連銀流動性供給枠 - 航空業界向け補助金・融資 - 小規模企業向け経済的損害災害融資・補助金（Economic Injury Disaster Loan：EIDL） - 給与保護プログラム（Paycheck Protection Program: PPP） - レストランの損失補填助成金
<u>省庁を通じた供与</u>	- コロナ関連の災害対策資金 - 低所得者向け家賃補助 - 農家向け補助金 - その他、農務省・商務省・運賃・財務省・退役軍人省・教育省・エネルギー省・司法省等の関係省庁を通じた拠出
<u>州・地方向け</u>	- 州や地方政府向け助成金 - 地方の教育機関向け拠出 - メディケイドの連邦政府負担分の増額
<u>税制対応</u>	- 各種損金算入可能額の引上げや条件緩和 - 社会保障税支払の繰延 - 児童税額控除や勤労所得税額控除の拡充

（Committee for a Responsible Federal Budget）

**コロナ対策三法案の拠出の進捗を項目ごとに
見ると特徴が判る**

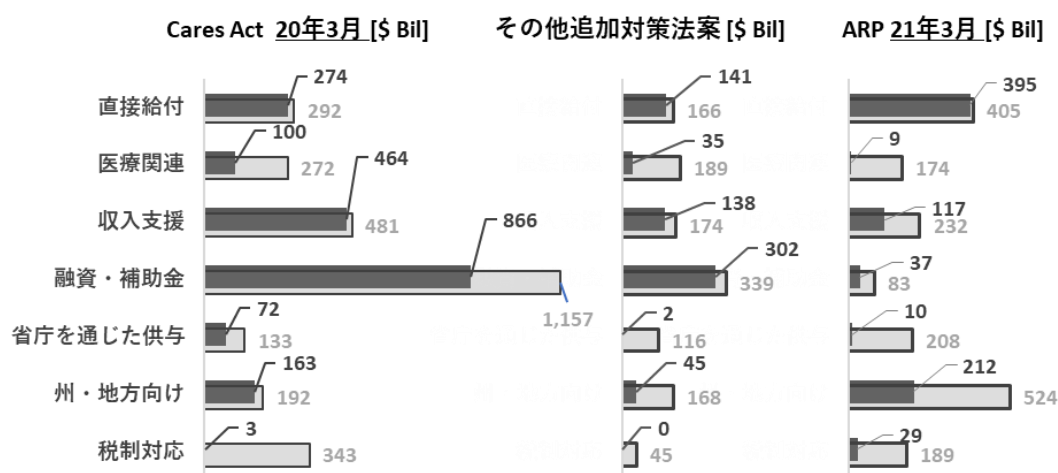
次頁グラフでコロナ三法案の限度枠（下グラフで枠線で示す部分）と純拠出実績（濃灰色で塗りつぶされた部分）を個別に示す。凡そ成立時点に沿って左から時系列で並べる。

限度枠の定義は、直接給付や省庁経由の拠出は概ね法律上の上限、税制対応等は最大額の見積もり、融資枠は借入上限となる。純拠出実績は受益者に拠出された額から返済・回収された額を減じたものとなる。グラフから見られる特徴は以下。

1. 直接給付は概ね拠出済。政権交代後の ARP で枠引上げ。

2. 医療関係は拠出実績低迷。
3. 収入支援（失業保険拡充含む）は直近の ARP 以外は拠出済。
4. 融資・補助金は給与保護プログラム（PPP）等の巨額プログラムを含み当初膨れ上がったが、政権交代後の ARP では枠が大幅削減。
5. 省庁経由は拠出実績低迷。
6. 州・地方向けは地方交付金を含む Cares Act と ARP で拠出実績が高い。
7. 税制対応は現状拠出実績が低い、ARP で導入された児童税額控除の拠出が今後増えていくことが想定される。

コロナ三法案の限度枠（枠線）・純拠出実績（塗りつぶし） [単位：10 億ドル]

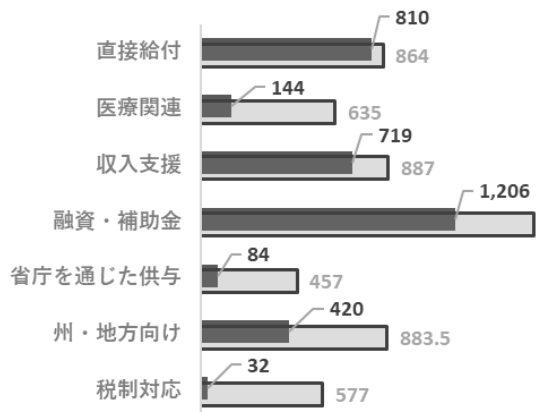


(出所：Committee for a Responsible Federal Budget)

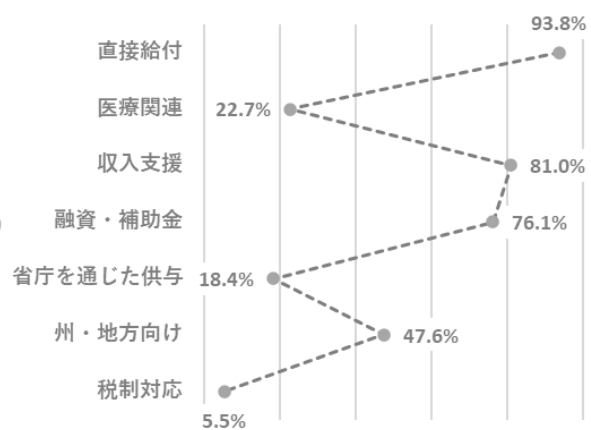
次頁グラフで、上グラフ合算の限度枠・純拠出実績の実数（左グラフ）と、拠出進捗度合（純拠出実績/限度枠）（右グラフ）を示す。最初の Cares Act（20 年 3 月）から 1 年半の間で、直接給付・収入支援（含む失業保険拡充）、融資・補助金（含む給与保護プログラム：PPP）の拠出実績が高いことが判る。一方、テスト・ワクチン・医薬品開発を想定していた医療関連やその他のプログラムは、感染の最盛期には余り使われなかったことが伺える。

次章より現時点で純拠出実績の高い項目について資金の行方を考察する。

コロナ三法案合算（枠・拠出実績）[\$ Bil]



拠出進捗度合



(出所: Committee for a Responsible Federal Budget)

III. 拠出された資金の行方 - 直接給付と収入支援（失業保険拡充部分）

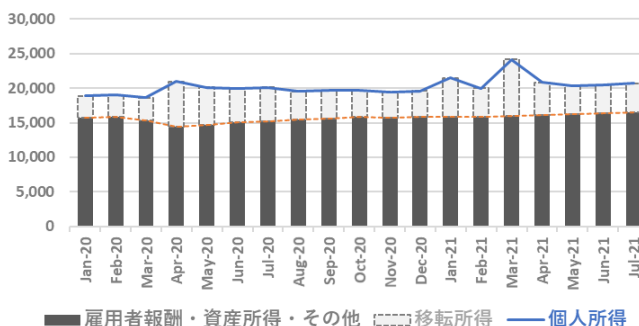
直接給付と収入支援。



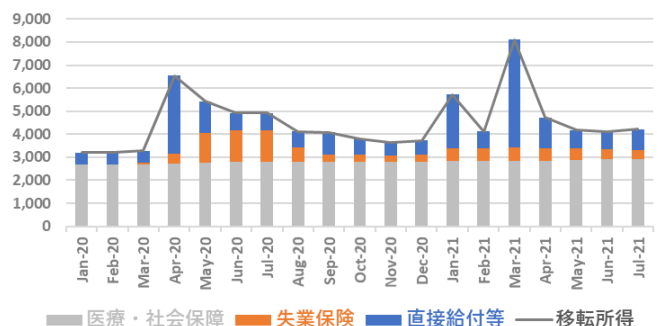
個人所得を大きくスパイクさせる効果。

直接給付と、収入支援カテゴリ中の失業保険拡充部分（収入支援限度枠 8,870 億ドル中 7,060 億ドルが失業保険関連）は、個人所得に反映されている。下左グラフは個人所得を移転所得（コロナ三法案の拠出を含む）とそれ以外に分けたもので、三法案の成立した時期にスパイクしている。下右グラフは移転所得部分のみを、医療（メディケア・メディケイド等）・社会保障の部分と、それ以外の失業保険・直接給付を含む部分（三法案に拠らない部分も含むが明らかに増額していることが判る）に分けたものである。下左グラフの通り、ARP による資金拠出時（21 年 3 月）には雇用者報酬も回復しており、個人所得が跳ね上がっていたことが判る。

個人所得 年換算 季調 Jan-20～Jul-21 [単位: 10億ドル]



移転所得 年換算 季調 Jan-20～Jul-21 [単位: 10億ドル]

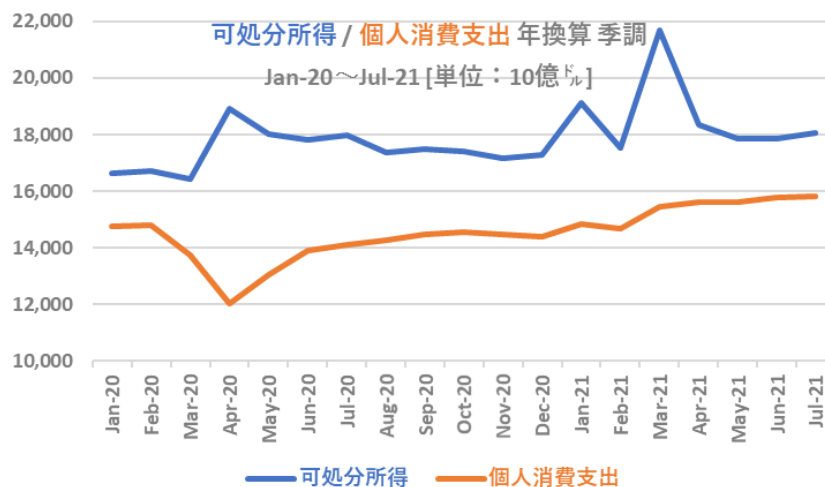


(出所: 商務省経済分析局)

可処分所得・消費支出への波及

個人所得の底上げで可処分所得が増えたタイミングに相前後して消費支出も回復している。2020 年 4 月はロックダウンの初期で、同月では消費が落ち込んだが、翌月からは大きく回復。以降の

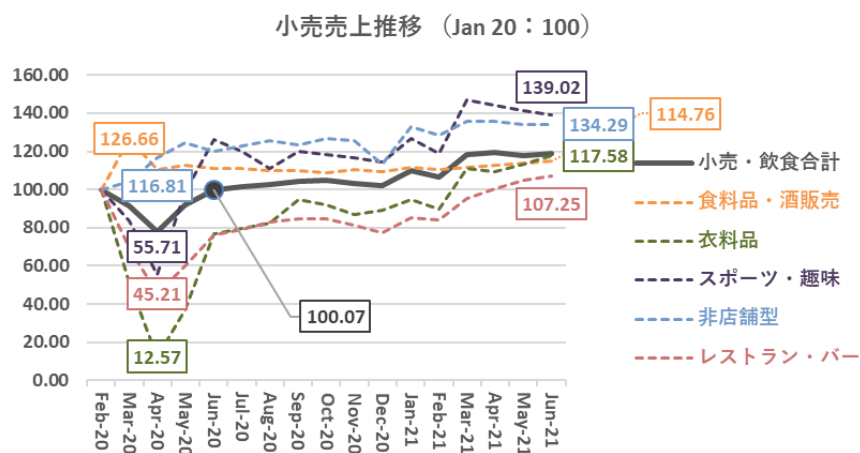
2021 年 1 月と 3 月には支出が押し上げられている。この時期はワクチンの接種も始まっており、他要素も無視できないが、これら法案の資金による所得増が消費の回復に寄与した可能性を排除しない。



(出所：商務省経済分析局)

小売売上への波及

下グラフでは、小売（飲食含む）全体と動きに特徴の出た 5 業種の売上推移を、感染前の 20 年 2 月を 100 として指数化した。全体でも 20 年 6 月には 100 を超えていることが判る。21 年 3 月の ARP 資金拠出同時期には衣料品やスポーツ・趣味が上昇し、回復が遅れたレストラン・バーも直近 107 を超え、全ての業種で感染前の水準に達している。



(出所：商務省国勢調査局)

機動的に使われた個人向けの拠出

直接給付と失業保険拡充については、給付の条件が緩く適時に資金交付することが可能だったこともあり、設定された限度枠に近い水準まで拠出されている。何れも 21 年 3 月に成立した ARP で

枠が維持・増額されており、経済効果や政治的な観点で有効なツールだったことが伺える。

IV. 拠出された資金の行方 – 融資・補助金（PPP と EIDL）

融資・補助金の大半を占める PPP・EIDL について。



融資・補助金カテゴリ：限度枠 1 兆 5,800 億ドルの内、8,170 億ドルが給与保護プログラム（PPP）、5,300 億ドルが経済的損害災害融資・補助金（Economic Injury Disaster Loan：EIDL）であり、融資・補助金限度額の 8 割超がこの 2 つに割り振られている。（拠出残高は PPP：8,100 億ドル、EIDL：2,530 億ドル）。何れも中小企業を主な対象とした営業資金用融資枠である。下表にて両者を比較する。執行時期により条件にバラつきが出るが、以下にて比較に足る概要を示す。

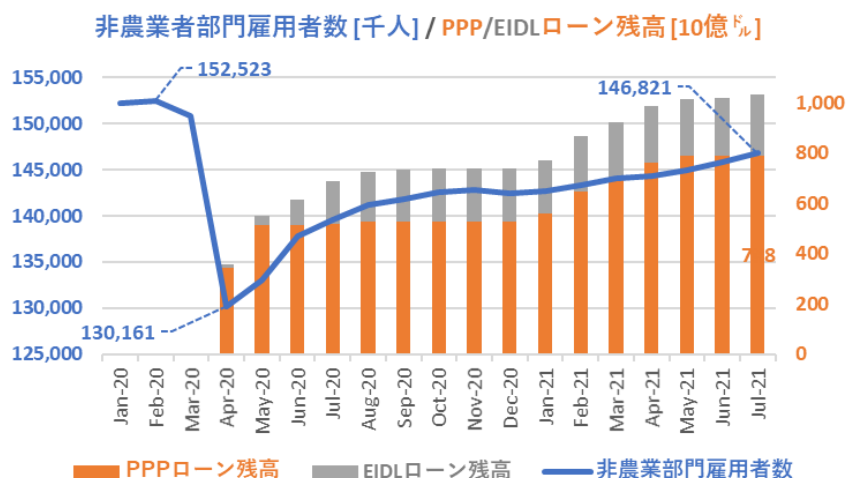
	PPP (Cares Act)	EIDL (Cares Act)
総枠	8,170 億ドル	5,300 億ドル
残高 ²	8,100 億ドル	2,530 億ドル
目的	給与を含む労務費・賃借料・ユーティリティ等の支払支援	コロナ感染の影響で支払が困難になった操業資金やその他支払返済支援
借入上限	10 百万ドル	50 万ドル
金利	1.00%	2.75% (NPO) ～3.75% (ビジネス)
返済期間	2～5 年	30 年
担保	なし	25 千ドル超は担保要 / 機器・機械・家具その他有形資産
返済免除	雇用維持他の条件を満たせば返済免除可能	プログラム中の補助金部分（200 億ドル）は返済不要 / それ以外は返済免除不可

（出所：中小企業庁）

雇用の回復軌道と PPP/EIDL の融資残増加の軌道は類似しているが

次頁のグラフにて非農業者部門雇用者数の推移と PPP・EIDL ローン残高推移を重ねる。両者の因果関係は明確ではないが、雇用回復と融資残高の増加は同じタイミングで発生している。

² 総枠・残高共に covidmoneytracker.org：2021 年 8 月 2 日時点のデータより抽出。中小企業庁の数値と若干のずれがある。

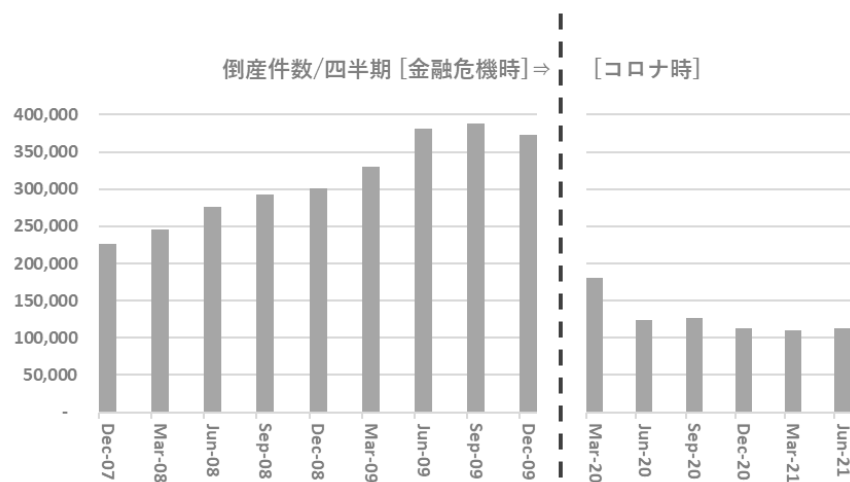


(出所：労働省労働統計局 / 中小企業局)

寧ろ企業倒産を抑制した可能性

雇用維持目的の PPP がどれだけの雇用確保に貢献したかの推計は、2.3 百万～18.6 百万³と幅が出る。また PPP の設計時にどの程度の雇用確保規模が想定されたか明確ではない。だが、何れにせよ 20 年 2 月から 4 月にかけて 20 百万超の雇用が失われた。

一方で、PPP (EIDL) が寄与したと考えられるのは、企業倒産の抑制という見方がある。下グラフは金融危機時の 2006 年末から 2009 年末までの倒産件数/四半期と、コロナ感染時の 2020 年初から直近までの倒産件数の推移である。金融危機時と異なり、ロックダウンで経済が打撃を受ける中で、倒産件数の絶対水準は低く減少傾向にあった。複数のコロナ対策が存在し、一プログラムのみの効果とは言えないものの、PPP/EIDL に基づく融資が倒産を抑える効果があったと考えて問題ないだろう。



(出所：控訴裁判所)

³ “An Evaluation of the Paycheck Protection Program Using Administrative Payroll Microdata”; David Autor, Et al. / “The Job-Preservation Effects of Paycheck Protection Program Loans”; Michael Faulkender, Et al.

V. 拠出された資金の行方 – 州・地方向け（州や地方政府向け助成金）

コロナ対策に限らず、
収入支援、医療関係者
等へのボーナス、イン
フラ投資にも使える
ARP 下での地方助成金



州・地方向けのカテゴリ：限度額 8,840 億ドル）で限度額・純拠出実績共に大きいのが Cares Act と ARP に盛り込まれた 2 種類の州・地方政府向け助成金のプログラムとなる（Coronavirus Relief Fund (CRF)：限度枠 1,500 億ドルと Coronavirus State and Local Fiscal Recovery Fund (CSLFRF)：限度枠 3,500 億ドルである）⁴。両者の比較を以下に示す。CSLFRF は限度枠が大きいだけでなく、目的がコロナ対策に限られず柔軟な使用が可能であり、期限も長く設定されている。21 年 5～6 月に半額超が拠出されており、残りの拠出は 1 年後となる。州・郡・市等の政府は、受領済資金の使途を今後決めていくこととなる。

	CRF (Cares Act)	CSLFRF (ARP)
総枠	1,500 億ドル	3,500 億ドル
拠出残	1,500 億ドル	2,120 億ドル
使用目的	- コロナ感染に伴う緊急の公共衛生・医療目的 2020 年 3 月時点で予算化されていないアイテムのみ	- コロナ対応・精神疾患対応・医療関連費用等を含む公共医療費用 - コロナ緊急対応で打撃を受けた労働者や家族や小規模企業等支援 - コロナ禍で失われた税収等の補填 - 重要インフラに携わる者への追加支払 - 上下水道や広帯域インフラへの投資 - 減税・年金補填は禁止
期限	2021 年 12 月末	2024 年 12 月末
助成金配布方法	原則人口割	失業率・人口割
助成金配布先	多くが州を対象。50 万人未満の地方政府は対象外	州・郡・市・原住民等の種類に応じて個別限度設定・配布

（出所：財務省）

⁴ これ以外に州・地方の教育機関への拠出：限度枠 2,010 億ドルが含まれるが、8 月 2 日時点の使用実績は 135 億ドル程度に留まっている。

一度拋出（交付）されれば、何処に向かうか傾向の見え難い類の資金。

こうした州・地方への助成金は、州・地方政府が受領（連邦政府が拋出）した資金をその先で使用することとなる。平易に言えば、連邦政府が州政府等に助成金を渡し（拋出）、その金を条件に沿って、州政府等が費消（使用）していくこととなる。

20年3月成立のCares Act下で設けられたCRFはほぼ全額が州・地方政府に拋出済みであり、州・地方政府もその多く資金を使用している。パンデミック対策説明責任委員会（Pandemic Response Accountability Committee：Council of the inspectors General on Integrity and Efficiency：（清廉性と効率性の為の観察総監評議会の中にある独立監査委員会）傘下組織。Cares Actに拠って設置。）のデータに拠れば（8月時点）、1,180億ドルが州・地方政府によって使用されており、その主なアイテム（10億ドルを超えるもの）は以下の通りとなる。

下の示す10億ドル超のものだけでも、相当数は、直接的に公共衛生・医療関係か判然としない用途に使われている。使用目的が限られたCRFでも、これが実態である。下のアイテム合計668億ドル以外の512億ドル（=1,180億ドル－668億ドル）は一アイテム辺り10億ドル単位のものも含めて4千以上に細分化されている。

	使用目的	使用額（百万ドル）
1	経済支援（零細企業・住宅・食糧支援関連以外）	8,780
2	公共医療従事者向けの給与	8,533
3	公共衛生費用	7,002
4	零細企業支援	6,591
5	リモート学習促進	5,928
6	コロナテスト・接触追跡	5,278
7	個人防護具	4,468
8	術前・術後の看護	3,639
9	医療関連費用	3,285
10	失業保険	3,188
11	住宅支援	2,981
12	公務員のリモート・ワーク	1,656
13	食糧支援	1,549
14	人員配置換えに係る費用	1,442
15	一般経費	1,261
16	老人介護施設	1,252
	小計	66,839

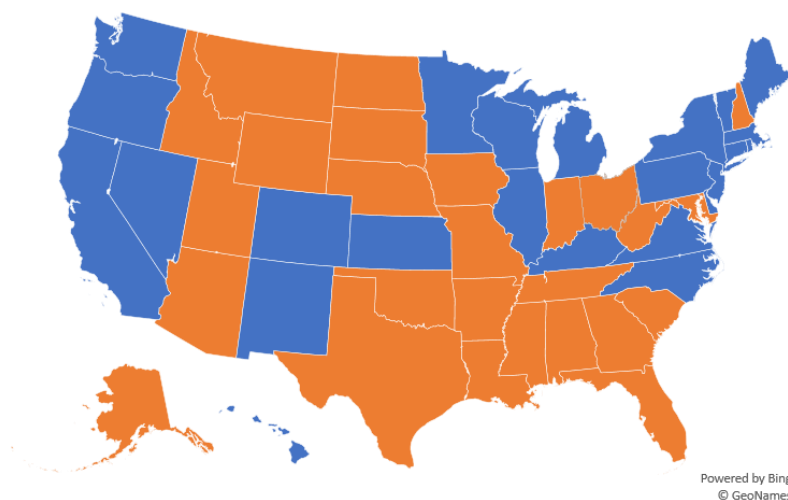
（出所：パンデミック対策説明責任委員会）

VI. ポスト「コロナ財政出動」について – 失業保険（上乗せ）継続・非継続州

州毎で対応や意見の異なる失業保険上乗せ。上乗せの**継続州**・**非継続州**の存在。

第三章で述べた失業保険拡充部分。特に上乗せ保険金については、9月第一週の終了まで継続するか・その前に停止する（非継続とする）かで、州毎の対応が異なる。**非継続州**側は、失業保険給付で労働者が仕事に戻らず、雇用確保が難しい・労務費が高騰する等（従い上乗せ給付を打ち切る）と主張し、**継続州**側はそれを証明するデータが無いと反論する。

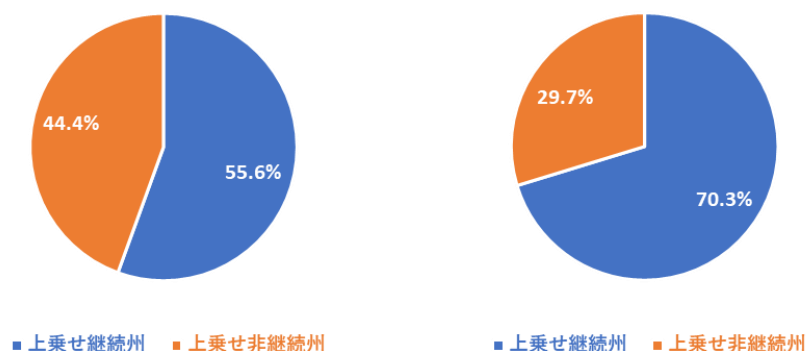
上乗せ継続州 vs. 上乗せ非継続州



継続州は多めに保険金を受給している。

下は**継続州**と**非継続州**の、民間労働人口（20年3月時点）の割合（下左グラフ）と失業保険上乗せ部分の受取額の割合（下右グラフ）を比べたものである。これを見ると継続州が偏頗的に高く保険金を受給していることが判る。

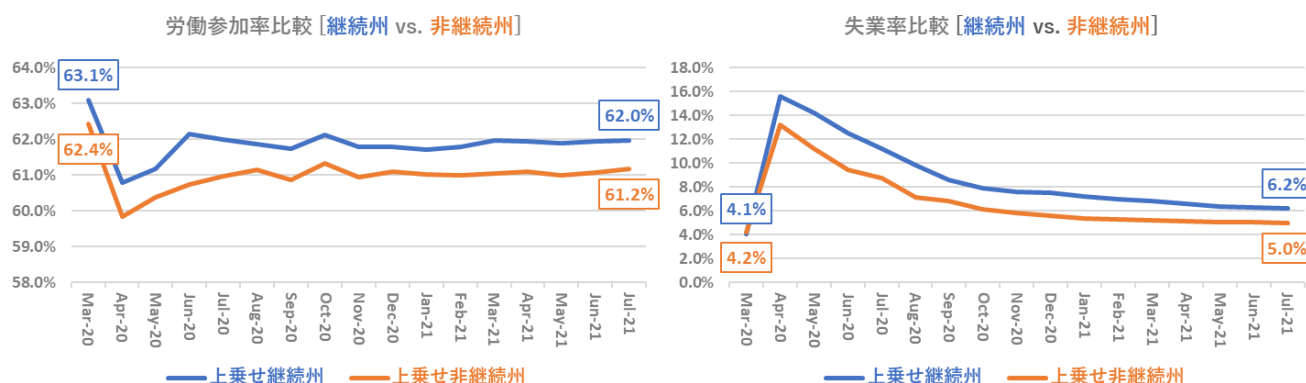
民間労働力人口比較 [継続州 vs. 非継続州] 失業保険上乗せ受給割合 [継続州 vs. 非継続州]



(出所：労働省労働統計局 / Committee for a Responsible Federal Budget)

継続州の失業率の高さ

次に**継続州**と**非継続州**の労働参加率（下左グラフ）と失業率（下右グラフ）を見ると、失業保険受給の差から推察できる通り、**継続州**の失業率が高いことが判る。労働参加率について、コロナ感染拡大前の 20 年 3 月比で**継続州** - **非継続州**の差が広がっているが、この一因として、**非継続州**に於いて、施設に属さない文民人口（Civilian non-institutional population）が増加している点が勘案されるべきである。（20 年 3 月⇒21 年 7 月で 1,420 千人増。同時期の**継続州**は 295 千人増。）



(出所：労働省労働統計局)

非継続州に於ける失業保険上乗せ停止開始日は、6 月 12 日から 8 月 3 日と分散しているが、多く（**非継続州** 26 州の内、21 州）は 6 月中に打ち切っている。上グラフに含まれる 7 月のデータを見ると、**非継続州**に於いて労働参加率が僅かに増え、失業率が僅かに下がっていることが見てとれる。だが、州毎に構成する業種が異なり、失業率についても業種に拠る偏頗性があることを考えれば、失業保険上乗せの有無が、労働者が仕事に戻る・戻らないに影響を及ぼしているかどうかは判然としない。寧ろ、失業率自体が高くなく、上乗せ要否の観点から掛かる（非継続とする）判断に至るという要素も勘案すべきであろう。

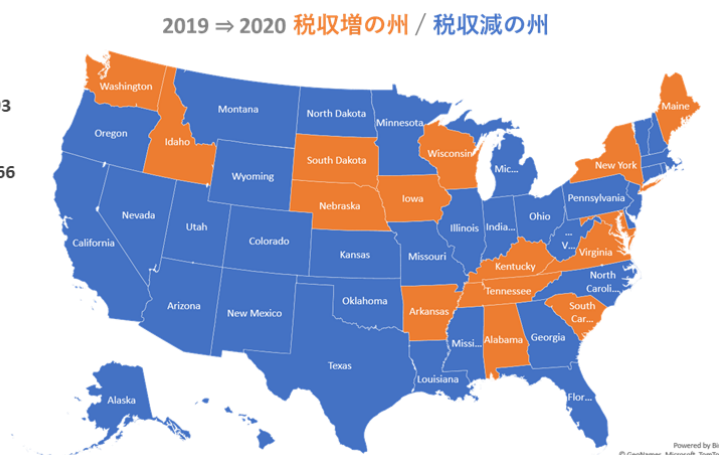
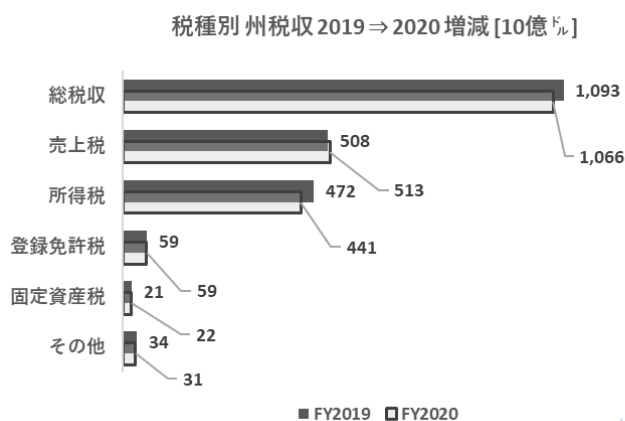
VII. ポスト「コロナ財政出動」について – 州や地方向けの助成金の今後

金融危機時比較で追い詰められていない州。それでも金を渡して使わせたい連邦。

第 5 章で取り上げた州・地方向けの中の総額 5,000 億ドルの助成金の内、全額拠出済みの CRF (1,500 億ドル) について、拠出が州・地方政府が幅広い用途に使用している点を挙げた。資金用途に縛りの少ない CSLFRF (3,500 億ドル) は今年 6 月前後に半額超が連邦政府から州・地方政府に拠出されており、今後資金が使用されていくことになる。この資金用途については、その柔軟性を積極的

に利用し、革新的な投資を行うべきとする意見もある⁵。この巨額の資金がどの様に使われていくのかに就き、検討を加える。

先ず、コロナ感染による州の経済的影響だが、下のグラフの通りで、総税収はやや減少（2.5%）となっているものの、売上税や固定資産税は僅かながら増収であり（下左グラフ）、総税収を州別に見ても**幾つかの州**で税収増となっている（下右グラフ）。直接給付や収入支援により潤った家計が、非店舗型の小売を通じて買い物をし、税制改正でオンライン売上にも課税できるようになったことが、税収の減少を抑制する結果となったことが想像される。



（出所：商務省国勢調査局）

手元にある資金をどう使うかで議論になっている。足許の所得補償やフードスタンプに使われるケースも出てくるのではないかな。

税収が前年度並みに確保できている中で、3,500 億ドルという額の資金が給付される。（一部給付済）受給した州・地方政府は受け取多資金をこれから使用していくことになる。実際に幾つかの地方政府（郡・市等）が開示している資金使途を概観すると、例えば以下の様なものが含まれている⁶。

- インフラ補修
- 公共医療
- 低所得者支援
- 給与積み増し
- 最低所得補償
- 食料費補助
- 中小企業支援

⁵ “The American Rescue Plan’s secret ingredient? Flexible state and local aid”. Mark Muro, et al. April 2, 2021

⁶ County of Fairfax, VA Memorandum, June 21, 2021 / City of Alexandria American Rescue Plan Act Allocation Plan Tranche #1, July 6, 2021 / County of Sonoma (CA) website / City of Plano, Texas Recovery Plan, August 31, 2021

今回の助成金が継続的ではないので、使途も一回限りで終わるものに限定すべき、或いは、将来返済義務を負うのは若い世代であり、その世代に便益が及ぶ様な投資をすべき、等の意見はあるが、果たしてそうした原則に沿った形で資金が使用されていくかどうかは今後確認されていくことになるだろう。

VIII. まとめ

コロナ三法案で起きた ことのまとめ

本稿で取り上げたコロナ三法案の現時点の認識は以下。

- 直接給付と失業保険拡充（上乘せ）が、個人所得を押し上げ、消費の落ち込みは短期間で終わり回復軌道に入った。
- 失業保険は相当数の州での失業率推移から推察される通り、概ねの役目を終えた上で終了する。（9 月第一週）
- 企業向け低利融資（特に PPP：給与保護プログラム）により、企業倒産件数は低位維持された。
- 消費の落ち込みが抑えられた結果、州の税収への影響は金融危機時より軽く、2020 年の Cares Act による州・地方向け助成金（1,500 億ドル）は州・地方税収減を十分に補った。
- 今年追加された州・地方向け助成金（3,500 億ドル）は、税収減の補填よりも新たな投資に使われようとしている。
- 時間の制約ある中で拠出された結果、（失業保険、PPP、州・地方向け助成金）作業に長けた者が、優先的に資金を獲得した（する）可能性がある⁷。
- 既実施の、州・地方向け助成金の資金使途が（監査総監傘下組織のデータに拠れば）4,000 種類を超えて存在⁸し、効率的な監査が行われるか少しく疑問が残る。
- コロナ三法案の空き枠（限度枠－拠出実績）は未だ存在し、州・地方政府に拠出された助成金の相当部分が使われていない。こうした資金がこれから流出していく。その行き先の中にはコロナ対策・インフラ投資も含まれるが、当面の所得補償等にも使われる可能性がある。

現時点での総括

コロナウィルスという国民共通の脅威を抑え込む為の、ロックダウンという手段を通じて、人工的に作り出された不況。脅威が共

⁷ コロナ三法案に含まれる失業保険拡充部分について 10%～50%が不正受給という指摘がある。通常の失業保険支払に関しても過去 10 年を通じて概ね 10%超が不正手段等による過払いだが、自営業・フリーランサー・独立事業者等を対象に加えたことで数値が上がっている可能性を否定しない。

⁸ 資金使途の情報入力に際してフリーテキストを許容したことを疑う。

通だった為に反対は無く、不況が人工的であったが故に、対処の為の処方箋は書き易く、大胆な財政政策が短期間に実施された。

結果として個人所得は不況の最中に関わらず増加し、消費も短い時間差で同じ軌道を辿った。企業は低利・一部返済免除の融資を受け相当数の倒産を免れた。州政府は、助成金やメディケイド負担割合変更⁹により一時的な衝撃を免れた上、消費の早い復活で売上税を中心とした税収確保ができた。雇用は短期間に喪失し、失業率は大恐慌以来の水準に達したが、多くの自宅が競売に掛けられることもホームレスが極端に増えることもなかった。

結果として、最も影響を受けたのは雇用、より広く平易な言葉で言えば仕事であった。ロックダウンで仕事場が閉まり整理解雇されたことに加えて、感染への恐怖から人々は仕事に行かなくなったが、各種の収入の補助に加えて、その他の支援、家賃や学生ローンの繰延が機能し、仕事に行かなくても生活は成立した。社会が維持された。同時に、多くの者が、自らの仕事が数日の間に、組織的に、大規模に蒸発する様を目の当たりにした。更に仕事の無い期間が長期化し、己の仕事の重要度の低さ・儚さへの実感が強まり、仕事や職場との接点も希薄になっていった。

景気の回復に従い仕事の募集は増えたが、自分と仕事・職場との繋がりが無くなり、当面の生活がある程度可能な者は、容易に仕事には戻らない。それがビジネス側・顧客側に不都合を感じさせるレベルに達しつつあるというのが現状ではないと思われる。

それが更に続くと今後何が起きていくのか。想像されるのは業種や産業間に囚われない、広い概念での他分野からの Disruption ではないだろうか。レストランの注文が人からタブレットに代わる。人手を抑えることを念頭に置いたメニューの絞り込みやサブの仕方の見直しが起きる。ホテルのアメニティは自動的に Replenish されず顧客が取りに行く（或いは有料になる）様になり、Housekeeping も人手のかかる部分が削ぎ落されていく。詰まり、サービスの出し手を変えることに加えて、人手を殺げる限り・それで顧客の反応が、経済合理性が成り立つレベルでしかネガティブにならない限り、サービスの中身までも変えていく動きだ。既に起きていることではあるが、技術の進化や今回の件に拠って、更にそれが加速されることを予想する。人や人が持っている技能・経験で付加価値を付けられる場所が減っていく中で、人に対する報酬が増えていくということは、市場の仕組みが機能す

⁹ 本稿ではハイライトされていないが、失業者増によって増加するメディケイド負担の連邦政府増額も機能していた。

る限り、やや考え難い。そのダイナミクスの中で、所得格差を是正し、衡平さ（equity）や公正さ（just）を追求するという目標が掲げられる。その目標が達成されるにせよ、されないにせよ、それに至るプロセスは注目に値する。

以上/峰尾

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。